

## 国民年金法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省年金局事業管理課

### 1. 改正の趣旨

- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）第9条の規定による改正後の国民年金法（昭和34年法律第141号）第88条の3の規定による国民年金第1号被保険者の育児期間の保険料免除措置（以下「育児期間免除」という。）が令和8年10月1日から施行されることに伴い、国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号。以下「国年則」という。）について、所要の規定の整備を行う。
- 国民年金法第108条の3第1項の規定において、厚生労働大臣は、被保険者若しくは被保険者であった者又は受給権者に係る保険料の納付に関する実態その他の厚生労働省令で定める事項に関し、必要な統計調査を行うものとされているところ、地方自治体の事務負担軽減のため、国年則第96条第1号に規定する当該統計調査の調査事項の見直しを行う。

### 2. 改正の概要

- 育児期間免除について、以下の規定の整備を行う。
  - ・ 育児期間免除の適用を受ける国民年金第1号被保険者は、必要事項を記載した届書に育児期間免除に該当することを証する書類を添えて市町村長に提出することとする。
  - ・ 国民年金法第88条の3第1項及び第2項において厚生労働省令で定めるとされた事由として、第1号被保険者が子と同居しないこととなったとき、当該子が養子である場合において離縁又は養子縁組の取消しがあったとき、民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたとき等を定めることとする。
  - ・ 国民年金法第88条の3第2項において厚生労働省令で定めるとされた被保険者は、児童の親その他の児童福祉法第27条第4項に規定する者の意に反するため、養子縁組里親として当該児童を委託することができない被保険者とし、同項において厚生労働省令で定めるとされた委託されている者は、児童福祉法第6条の4第1号の規定による養育里親に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている者とする。
  - ・ 国民年金法第88条の2の規定による国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除措置（以下「産前産後期間免除」という。）に該当した場合の届出を行っていない国民年金第1号被保険者が育児期間免除に該当した場合の届出を行ったとき、産前産後期間免除に該当した場合の届出を省略できることを規定する。
- 国年則第96条第1号に定める第1号被保険者等にかかる調査項目のうち、医療保険制度の加入状況及びその保険料の納付状況並びに資産を削る。

- その他所要の改正を行う。

### 3. 根拠条項

- 国民年金法第 88 条の 3 第 1 項及び第 2 項、第 105 条第 1 項並びに第 108 条の 3 第 1 項

### 4. 施行期日等

- 公布日：令和 8 年 7 月下旬（予定）
- 施行期日：令和 8 年 10 月 1 日